

生物多様性国家戦略 2010 の実施状況の点検結果（案）に対する ご意見及びご意見への対応

1. ご意見

生物多様性の保全と先住民族や地域社会の知識・文化の保全は、密接に関連しており、この観点から、生物多様性条約（CBD）8条j項でも、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的生活様式を有する先住民族等の知識等の尊重を要求し、当該知識等を有する者の承認及び参加を得て、それらの一層広い利用を促進し、その利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励している。当該問題は、CBD COP10においても「ABS」という形で問題となり、「名古屋議定書」が作成されたことはご存じのとおりである。

この点、まず、「生物多様性国家戦略 2010 の実施状況の点検結果」では、名古屋議定書及び愛知ターゲットで確認された ABS の実現に向けた具体的計画（日本企業が海外で遺伝資源を利用する場合の ABS ガイドラインと、日本が受け入れる場合の ABS に関する法整備）が不明瞭であり、この点を明らかにする必要がある。

次に、同点検結果では、名古屋議定書でも確認された先住民及び地域社会等の伝統的知識の尊重（愛知ターゲットにも記載）、それに基づく彼らの開発プロセスへの参加に全く言及されておらず、この点について再検討する必要がある。

この点、CBD COP7 で採択された「アグウェイ・グー・ガイドライン」では、開発において影響を受ける先住民族等を環境アセスメント手続に効果的に参加させ（8(f)）、彼らの文化等が受ける影響のアセスメントも実施すべきことを要求している。

開発において影響を受ける先住民族の開発への効果的参加権は、「先住民族の権利に関する国連宣言」（2006年9月採択）第18、25、26、32条等で要請されるのみならず、すでに世界銀行等の国際開発機構や国際人権条約の実施監視機関の実行では確立したものとなっており、日本においても、早急にこの問題に関する法律等の制定が必要であるが、今回の「生物多様性国家戦略 2010 の実施状況の点検結果」では、この点に全く言及されていない。

最後に、生物多様性条約、名古屋議定書等でも先住民族の文化保護の必要性が認められているにもかかわらず、同点検結果には、日本の先住民族であるアイヌに関する政策と生物多様性に関する政策の関連性が全く言及されていない。

日本政府は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及

及び啓発に関する法律」(1997年5月公布)に基づいて、様々なアイヌ文化保護の政策を実施してきた。その後、「先住民族の権利に関する国連宣言」採択を受けて、2007年6月にアイヌを日本の先住民族として認め、現在では、アイヌ政策推進会議(座長:内閣官房長)において、更なるアイヌ文化の保護に関する議論が進められている。

このような状況において、生物多様性条約との関連でアイヌの文化保護に全く言及しないのは、国家政策としての一貫性を欠く印象を与えるものであり、再検討を要する。

2. ご意見への対応

今回の点検については、現行の生物多様性国家戦略 2010 の実施状況について、平成 22 年 3 月から平成 23 年 7 月までの期間を対象として点検を行ったものです。なお、ABS に関しては、学識経験者や各産業分野の有識者等で構成される「名古屋議定書に係る国内措置検討のための懇談会」を設置し、意見交換や情報収集を行う等、議定書の早期締結を目指し、関係省庁とともに国内措置の検討を進めているところです。いただいたご意見については、次期生物多様性国家戦略の策定の際に参考にさせていただきます。